

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳の時に母親が行い、保険料の納付も、母親に毎月の保険料を渡して家族の分と一緒に納付してもらっていたが、年金記録を確認したところ、昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月までの期間が未納とされ、55 年 1 月から同年 3 月までの期間が免除とされていた。

両申立期間について、両親と姉の保険料は納付済みであるため、私の両申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び父親は、いずれも制度発足から 60 歳までの国民年金加入期間について未納が無いことから、申立人の母親の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立人の特殊台帳及び旧 A 町国民年金被保険者名簿により、申立人の昭和 54 年度の保険料については、一旦申請免除が承認された後、当該年度のうち、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料が同年 12 月 25 日に納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が申立期間②の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を

行ったとする申立人の母親からは申立期間当時の状況について具体的な回答が得られないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 54 年 4 月に払い出されたことが確認できるとともに、申立人は 20 歳到達日まで遡及して国民年金の資格を取得しているところ、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち昭和 51 年 3 月から同年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①について、申立人は国民年金保険料を家族の分と一緒に納付していたと主張するところ、旧 A 町国民年金被保険者名簿によると、当該期間に申立人と同居していたとする両親及び姉の保険料の納付年月日は、必ずしも同一日ではないことが確認できることから、申立人の主張する保険料納付状況とは相違する。

加えて、申立期間①において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が当該期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金請求をするため記録を確認したところ、申立期間の付加保険料が未納となっていたため、申立てを行った。

昭和 45 年に結婚し、国民年金の加入は任意だったが、母がずっと加入していたのを見ており、姉からも加入したほうがいいと言われたため加入手続した。

その後、近所に住んでいた奥さんの国民年金保険料額が高かったことから付加年金のことを知り、加入しようと思った。

古いことで詳しいことはよく覚えていないが、申立期間は A 町に住んでおり、納付書と現金を役場へ持って行ったと思う。

付加保険料を納付しようとして申し込んだのに、1 か月 400 円という少ない金額を 3 か月間だけ納付して、その後の 1 年間を未納にするとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者となる前月の 61 年 3 月までの定額保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 60 年 1 月に付加年金に加入し、同年 4 月に A 町へ転居しており、転居後すぐに付加保険料を含む 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人が住所変更に伴う国民年金手続を付加年金も含め迅速に行っていたことが認められる。

さらに、申立人が、付加年金について、隣人の保険料が高かったことから付加年金のことを知り加入しようと思った、と供述していることから、申立人の国民年金に対する関心の高さがうかがえ、その申立人が、付加保険料を3か月のみ納付し、申立期間を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年10月から10年9月までの期間及び13年7月から14年11月までの期間を16万円に、同年12月から15年9月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成15年7月28日に支給された賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から10年9月まで
② 平成11年7月から15年9月まで

私は、両申立期間においてはA社に勤務していたが、同社に係る標準報酬月額記録を確認したところ、受け取った給与額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

また、平成15年夏期賞与についての記録が無いが、厚生年金保険料が当該賞与から控除されているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与に係る支給明細書により確認できる報酬月額及び当該支給明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、平成9年10月から10年9月までの期間及び13年7月から14年11月までの期間を16万円に、同年12月から15年9月までの期間を18万円とすることが妥当である。

また、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された平成15年夏期賞与に係る支給明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から1万2,000円とすることが妥当であり、当該賞与の支給日については、申立人の供述及びオンライン記録から判断すると、同年7月28日であると認められる。

なお、申立人の両申立期間のうち、平成9年10月から10年9月までの期間及び13年7月から15年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料を納付したかどうか不明である。」と供述しているものの、オンライン記録により確認できる両申立期間における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の機会のうち、複数回において、給与に係る支給明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と異なる標準報酬月額が記録されていることが確認でき、事業主は長期間にわたり給与に係る支給明細書により確認できる報酬月額と異なる報酬月額を届け出たことが認められることから判断すると、事業主は上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、両申立期間のうち平成11年7月から13年6月までの期間については、前述の支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年10月までの期間及び47年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年6月から46年10月まで
② 昭和47年3月から49年3月まで

昭和42年6月頃にA県から実家のB町（現在は、C町）に戻り農業の手伝いをしていた。

戻ってから半年もしないうちに、母から年金に加入したと話を聞いた。お金に関することは全て母に任せていたため、詳しいことは分からないが、当時母から父の分と3人分を一緒に納付しているとの話を聞いており、母が何か月かに一度、役場へ保険料を納付に行っていたのを覚えている。

5年ぐらい前に年金の記録を調べたところ、申立期間が未納であることに気付き役場に問い合わせたが、古いことなので分からないと言われた。

第三者委員会のことを知り、申立てを行うこととした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和42年6月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該番号のほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、母親からも当時の納付状況

を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 12 日から 44 年 4 月 26 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については、昭和 44 年 6 月 26 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、今から 40 年以上前のことなので、脱退手当金を受け取ったのか否か思い出せず、また、当時は厚生年金保険や脱退手当金の制度も知らなかったもので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 2 か月後の昭和 44 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。